

令和6年第1回

石川県議会定例会議案

(その二)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 2 号	令和 5 年度石川県一般会計補正予算（第 5 号）	1
議案第 3 号	令和 5 年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第 3 号）	9
議案第 4 号	令和 5 年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第 2 号）	13

議案第 2 号

令和 5 年度石川県一般会計補正予算(第 5 号)

令和 5 年度の石川県一般会計補正予算(第 5 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177,289,592千円を追加し、歳入歳出それぞれ823,084,386千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 5 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 22 日 提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 135,743,404	千円 4,102,772	千円 139,846,176
	1 地方交付税	135,743,404	4,102,772	139,846,176
7 分担金及び金		4,282,611	97,000	4,379,611
	2 負担金	4,093,481	97,000	4,190,481
9 国庫支出金		100,176,240	107,743,820	207,920,060
	1 国庫負担金	40,766,973	92,226,937	132,993,910
	2 国庫補助金	58,224,166	15,516,883	73,741,049
11 寄附金		407,100	2,290,000	2,697,100
	1 寄附金	407,100	2,290,000	2,697,100
12 繰入金		12,898,258	9,300,000	22,198,258
	2 基金繰入金	12,814,380	9,300,000	22,114,380
14 諸収入		71,077,085	150,000	71,227,085
	6 雑収入	13,094,935	150,000	13,244,935
15 県債		73,810,000	53,606,000	127,416,000
	1 県債	73,810,000	53,606,000	127,416,000
歳入合計		645,794,794	177,289,592	823,084,386

議案第二号 令和5年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 93,455,186	千円 77,364,114	千円 170,819,300
	1 総務管理費	12,469,544	48,364	12,517,908
	5 防災救助費	3,436,557	77,315,750	80,752,307
3 企画振興費		16,924,827	24,000	16,948,827
	1 企画振興費	16,924,827	24,000	16,948,827
5 健康福祉費		113,741,351	2,557,005	116,298,356
	1 高齢者福祉費	40,262,396	704,209	40,966,605
	3 障害福祉費	12,922,450	422,536	13,344,986
	4 地域福祉費	13,835,746	1,378,000	15,213,746
	5 健康推進費	8,939,962	4,000	8,943,962
	6 生活衛生費	1,474,865	9,800	1,484,665
	7 医薬看護費	18,568,154	38,460	18,606,614
6 生活環境費		3,154,996	12,500	3,167,496
	1 生活環境費	3,154,996	12,500	3,167,496
7 商工労働費		44,450,255	395,000	44,845,255
	1 商工費	42,815,036	375,000	43,190,036
	2 労働費	1,551,498	20,000	1,571,498
8 観光費		8,450,658	5,053,000	13,503,658
	1 観光戦略推進費	8,450,658	5,053,000	13,503,658
9 農林水産業費		47,889,250	859,635	48,748,885
	1 農業費	17,886,884	297,718	18,184,602
	2 畜産業費	1,682,648	61,700	1,744,348

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 農地費	15,470,726 ^{千円}	238,080 ^{千円}	15,708,806 ^{千円}
	4 林業費	8,870,316	176,137	9,046,453
	5 水産業費	3,978,676	86,000	4,064,676
10 土木費		82,180,070	1,569,324	83,749,394
	2 道路橋りょう費	42,875,473	1,418,824	44,294,297
	4 港湾費	5,909,990	150,500	6,060,490
11 警察費		25,086,258	264,320	25,350,578
	2 警察活動費	2,004,772	264,320	2,269,092
12 教育費		96,137,850	803,910	96,941,760
	1 教育総務費	13,173,653	796,173	13,969,826
	3 高等学校費	21,960,773	6,737	21,967,510
	5 社会教育費	1,099,942	1,000	1,100,942
13 災害復旧費		21,388,709	88,386,784	109,775,493
	1 農林水産業施設 災害復旧費	6,367,091	8,809,000	15,176,091
	2 土木施設災害復旧費	14,626,996	77,461,000	92,087,996
	3 県有施設災害復旧費	394,622	2,006,984	2,401,606
	4 教育施設災害復旧費	—	109,800	109,800
歳出合計		645,794,794	177,289,592	823,084,386

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和6年能登半島地震 義援金配分事務費		千円	令和6年度	166,400 ^{千円}
令和6年能登半島地震 高齢者福祉施設災害復旧費			令和6年度	14,000
令和6年能登半島地震 被災事業者事業再建支援事業費			自 令和6年度 至 令和25年度	500,000

議案第二号 令和五年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

第3表 地方債補正

起債の目的	前			後		
	補 限度額 千円	起債の方法	償還の方法	補 限度額 千円	起債の方法	償還の方法
自然環境費	36,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	42,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
国直轄土地改良事業費負担	1,183,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	1,393,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
道路建設費	10,401,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	11,082,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
国直轄港湾事業費負担金	1,322,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	1,425,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
耕地災害復旧事業費	16,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	239,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
林地荒廃防止施設復旧事業費	57,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	1,545,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
漁港災害復旧事業費	418,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	571,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
土木施設災害復旧費	4,380,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	19,469,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
国直轄災害復旧費負担金	40,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	10,254,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
港湾災害復旧費	213,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	2,061,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
県単土木災害復旧費	1,460,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	22,080,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
諸施設災害復旧費	297,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	1,606,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。
救助費	10,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。	460,000	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件による。ただし、原財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、借若しくは繰上償還ができる。

共同利用施設 災害復旧事業費								710,000			
県単港湾災害復旧費								500,000			
文化財災害復旧費								2,000			
計								127,416,000		73,810,000	

議案第3号

令和5年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第3号)

令和5年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,119,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

石川県知事 馳 浩

第1表 令和5年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県債		千円 1,213,000	千円 320,000	千円 1,533,000
	1 県債	1,213,000	320,000	1,533,000
歳入合計		1,799,954	320,000	2,119,954

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 港湾災害復旧費		千円 35,000	千円 320,000	千円 355,000
	1 港湾災害復旧費	35,000	320,000	355,000
歳出合計		1,799,954	320,000	2,119,954

議案第三号 令和五年度石川県港湾整備特別会計補正予算

第2表 地方債補正

起債の目的	補			前			正			後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾災害復旧費	35,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけた後、当該見直し後の利率)	入先の融通条件により、据置期間短縮又は償還できる。ただし、県財政の都合により、償還線は繰上ることができ、及び若し換入先の融通条件により、据置期間短縮又は償還できる。ただし、県財政の都合により、償還線は繰上ることができ、及び若し換	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけた後、当該見直し後の利率)	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけた後、当該見直し後の利率)	355,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し式で借りられる資金について、直率を見つけた後、当該見直し後の利率)	入先の融通条件により、据置期間短縮又は償還できる。ただし、県財政の都合により、償還線は繰上ることができ、及び若し換	
計	1,213,000							1,533,000				

議案第 4 号

令和 5 年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 5 年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 令和 5 年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第 4 条本文括弧書中「2,624,620千円」を「2,624,954千円」に、「2,041,314千円及び」を「1,129,530千円、当年度分損益勘定留保資金817,912千円、」に改め、「583,306千円」の後に「及び減債積立金94,206千円」を追加し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入				
科 目		既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 収 入		4,429,000千円	789,666千円	5,218,666千円
第 1 項 企 業 債		4,429,000千円	263,000千円	4,692,000千円
第 2 項 国 庫 補 助 金		一千円	526,666千円	526,666千円
支 出				
科 目		既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資 本 的 支 出		7,053,620千円	790,000千円	7,843,620千円
第 1 項 建 設 改 良 費		4,429,376千円	790,000千円	5,219,376千円

(企業債)

第 3 条 予算第 6 条の表中

「	固定資産改良費	千円 389,000	を	固定資産改良費	千円 389,000	に改める。
	送水施設建設改良費	4,040,000		送水施設建設改良費	4,040,000	
」			水道施設災害復旧費	263,000	」	

令和 6 年 2 月 22 日 提出

石川県知事 馳 浩